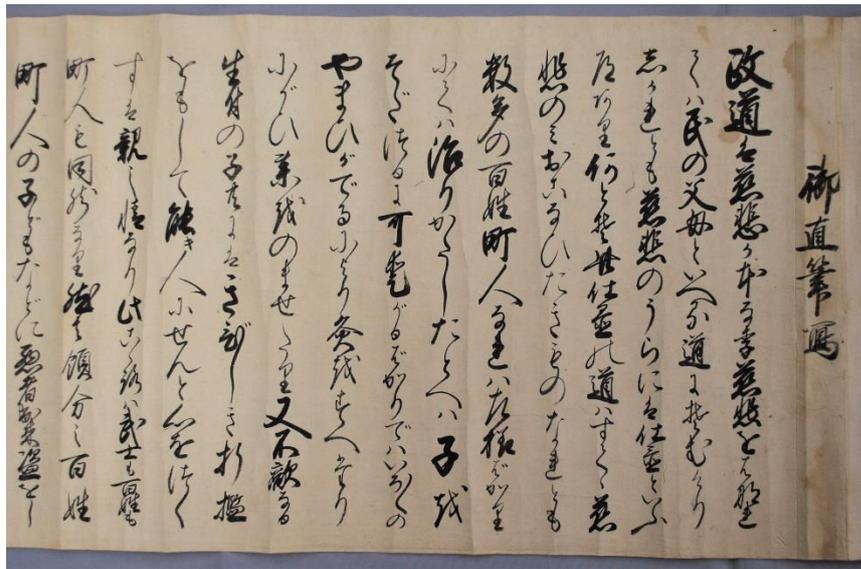


「読み聞かせ」られたお殿様の言葉



左：外題 右：冒頭部分

ほんだやすきだ
おんじきひつうつし
本多康禎 御直筆写 (草津市蔵)

膳所藩第11代藩主・本多康禎(ほんだやすきだ)が文化11年(1814)8月に発令し、同13年6月に同郡奉行(こおりぶぎょう)^{※1}から再び布告された法令。卷子(かんす、巻物)の形になっており、裏打や緒(お、巻き付けて止める紐)もすべて紙製で簡素な作りですが、広げると長さは236センチにもなります。

外題^{※2}には「月々読聞セ 一卷 西横町」とあり、膳所藩領だった当時の草津村のうち、西横町が所有していたものと分かります。西横町は同時期の記録によると、旅籠だけでも30軒ほどが並ぶ宿場のはずれの町でした。同内容の写は膳所藩領の各村に配り置かれたものと思われ、他にも数点が現存しています。

この「直筆の写」は、藩主みずからの言葉として、儒教的な仁愛の考えに基づき、藩主と領民の関係を親子の关系到例えて説いたものです。「政道は慈悲が本なり」、すなわち藩政の根本にはあくまで慈悲がある、という書き出しに始まり、「慈悲のみ行いたきもの」だとした上で、例えばどれほど可愛がっている子どもであっても時に

は厳しくたださねばならないように、重い罪を犯した場合には「仕置(刑罰)」をもって対応しなくては国が治まらないのである、と語っています。

またこの中では、家族や親類の手に負えないほど素行の悪い人物がいる場合には、百姓なら庄屋や年寄、代官、郡奉行の順に、町人なら町役、同心、町奉行の順に訴え出るよう定めており、村と町の支配体制の違いも現れています。

奥書には、同じく文化13年に発布され、質素儉約を申しつけた「主法書」と合わせて、「月に一度、人々が集まる場で読み聞かせるように」という庄屋に向けた申し渡しが記されています。村々に対する膳所藩の姿勢とともに、人々の様子がうかがえる、興味深い資料といえます。

※1：藩において、村々の行政にあたった役職。

※2：巻いたとき外から見える部分に書き入れた題名。

参考文献

『新修 大津市史4 近世後期』(昭和56年)

(令和3年6月・草津市立草津宿街道交流館 富田由布子)